

証券コード 6373
平成28年6月7日

株 主 各 位

石川県加賀市熊坂町イ197番地
大 同 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 新 家 康 三

第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第123期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 石川県加賀市熊坂町イ197番地
当社 致遠館 1階大ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第123期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第123期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査役4名選任の件 |

以 上

~~~~~  
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.did-daido.co.jp/>）に掲載しておりますので、提供書面には記載しておりません。従いまして、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知提供書面の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.did-daido.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当期における当社グループを取り巻く環境は、海外においては、米国経済の改善基調が続いたものの、中国経済の成長ペースが鈍化し、アジアや南米等の他の新興国でも資源安・通貨安の影響を受け成長が鈍化したこと等により、先行き不透明な状況が続きました。国内においては、年明け以降急速に円高が進んだものの、期間全体としては企業収益の回復や雇用・所得環境の改善傾向により景気は緩やかに回復しました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、アセアン、欧州を中心に二輪車用チェーンの補修市場向けの受注が好調に推移し、また、北米では、四輪車メーカーの現調化により受注が大きく増加しました。

その結果、当期の連結売上高は453億26百万円（前期比1.7%増）、連結営業利益は28億35百万円（前期比33.4%増）、連結経常利益は23億25百万円（前期比9.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億16百万円（前期比37.0%増）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

〔日本〕

二輪車用チェーンにおいて、為替の円安背景と欧州、北米市場の景気回復で国内完成車メーカーの生産が増加したことによる受注増加に加え、欧米を中心とした補修市場向けの受注が好調に推移したものの、四輪車用チェーンにおいて完成車メーカーの海外現調化の影響等により受注が低調であるとともに、産業用チェーンにおいても製鉄・セメント関連の設備投資が依然低調であった結果、売上高は前期比4.7%減少の234億95百万円となりました。

〔アジア〕

二輪車用チェーンにおいて、アセアン補修市場向けの受注が好調に推移するとともに、インドにて着実に受注が増加したこと、さらにコンベヤ関連では中国において環境関連設備の受注が好調であった結果、売上高は前期比7.7%増加の131億3百万円となりました。

〔北米〕

四輪車用チェーンにおいて、完成車メーカーの現調化により受注が増加したことに加え、為替の円安の影響もあった結果、売上高は前期比56.0%増加の48億43百万円となりました。

〔南米〕

二輪車用チェーンにおいて、市場の景気低迷により、完成車メーカーの受注が低調に推移したことに加え、レアル安の影響もあった結果、売上高は前期比27.3%減少の23億37百万円となりました。

〔欧州〕

二輪車用チェーンにおいて、完成車メーカーの生産増加により受注が順調に推移するとともに、補修市場向けにおいて欧州全域での拡販活動により受注が増加した結果、売上高は前期比9.9%増加の15億45百万円となりました。

## ② 設備投資等の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は25億13百万円で、その主な内訳は、海外子会社の二輪車用及び四輪車用チェーン生産設備の増強並びに当社の設備の更新等であります。

## ③ 資金調達の状況

当社グループの当期中の所要資金は、自己資金及び借入金によって賄っております。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                           | 第 120 期<br>平成24年4月1日から<br>平成25年3月31日まで | 第 121 期<br>平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで | 第 122 期<br>平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで | 第 123 期<br>(当連結会計年度)<br>平成27年4月1日から<br>平成28年3月31日まで |
|-------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                   | 37,851                                 | 42,889                                 | 44,562                                 | 45,326                                              |
| 営 業 利 益 (百万円)                 | 704                                    | 2,436                                  | 2,125                                  | 2,835                                               |
| 経 常 利 益 (百万円)                 | 992                                    | 2,954                                  | 2,577                                  | 2,325                                               |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (百万円) | 695                                    | 1,614                                  | 961                                    | 1,316                                               |
| 1株当たり当期純利益 (円)                | 14.78                                  | 34.31                                  | 20.42                                  | 27.98                                               |
| 総 資 産 (百万円)                   | 50,434                                 | 54,601                                 | 58,014                                 | 55,204                                              |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況（平成28年3月31日現在）

| セグメント | 会 社 名                                          | 資 本 金      | 当社の出資比率            | 主 要 な 事 業 内 容                             |
|-------|------------------------------------------------|------------|--------------------|-------------------------------------------|
| 日 本   | 株式会社大同ゼネラルサービス                                 | 30百万円      | 100.00%            | 陸上運送業、石油製品、化学薬品、包装資材の販売、損害保険代理業、自動車の整備・販売 |
|       | 株式会社D. I. D                                    | 100百万円     | 100.00             | チェーン、コンベヤ、機械、工具等の販売                       |
|       | 新星工業株式会社                                       | 370百万円     | 47.18              | 各種鋼線の熱処理、伸線の製造・販売、受託加工                    |
| ア ジ ア | 大同鏈条（常熟）有限公司                                   | 4,100千米ドル  | 100.00             | コンベヤ、チェーンの製造・販売                           |
|       | P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING            | 10,300千米ドル | 75.00              | リム、ホイール、チェーンの製造・販売                        |
|       | D. I. D VIETNAM CO., LTD.                      | 435千米ドル    | 100.00             | チェーン等の販売                                  |
|       | DAIDO SITTIPOL CO., LTD.                       | 325百万バング   | 51.00              | チェーン等の製造・販売                               |
|       | D. I. D ASIA CO., LTD.                         | 10百万バング    | 100.00             | チェーン等の販売                                  |
|       | INTERFACE SOLUTIONS CO., LTD.                  | 100百万バング   | 52.00              | 物流システム、各種搬送設備等の製造・販売                      |
|       | INTERFACE SYSTECH CO., LTD.                    | 21百万バング    | 44.20<br>(44.20)   | 精密機械搬送設備等の製造・販売                           |
| 北 米   | DAIDO INDIA PVT. LTD.                          | 700百万ルピー   | 100.00<br>(1.43)   | チェーン等の製造・販売                               |
|       | DAIDO CORPORATION OF AMERICA                   | 5,000千米ドル  | 100.00             | チェーンの製造・販売、リム、ホイール等の販売                    |
| 南 米   | RAD MANUFACTURING, INC.                        | 500千米ドル    | 100.00<br>(100.00) | リム、ホイール等の製造・販売                            |
|       | DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.             | 31百万レアル    | 100.00             | チェーン、コンベヤの製造・販売                           |
|       | DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA. | 77百万レアル    | 100.00             | チェーン等の製造・販売                               |
| 欧 州   | DID EUROPE S. R. L.                            | 510千ユーロ    | 100.00             | チェーン、リム等の販売                               |

（注）出資比率の（ ）内は、当社の間接所有割合で内数であります。

### ③ 企業結合の経過

- 1) DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA. が平成28年1月に9百万レアルの増資を行った結果、同社の資本金は31百万レアルとなりました。なお、同社の増資全額を当社が引き受けたため、当社の出資比率（100.00%）に変更はありません。
- 2) DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA. が平成28年3月に45百万レアルの増資を行った結果、同社の資本金は77百万レアルとなりました。なお、同社の増資全額を当社が引き受けたため、当社の出資比率（100.00%）に変更はありません。

### ④ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記重要な子会社16社を含む計17社であり、持分法適用会社は1社であります。なお、当連結会計年度の概要は、「(1)当連結会計年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国の金融政策が正常化に向かう中、中国を始めとした新興国の景気が下振れし、日本や欧州等先進国の景気も下押しされるリスクが懸念されるなど、引き続き予断を許さない状況が続くと予想されます。

このような状況のもと、『たゆまぬ挑戦で未来を切り拓く』をスローガンとする第10次中期経営計画（2015～2017年）の2年目を迎え、ものづくり企業としての原点に立ち返り、事業領域・技術領域の拡大を図るとともに、アジア二輪市場や北米四輪市場など成長市場・成長分野の取り込みを行ってまいります。また、多様な人財の活用と次世代を担う人財を育成することにより、常に発展し続ける企業体質づくりを進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

下記製品の製造及び販売等を行っております。

| 事業区分       | 主要な事業内容                                                      | セグメント           |
|------------|--------------------------------------------------------------|-----------------|
| チェーン関連事業   | 二輪車用、四輪車用、産業機械用（立体駐車装置用、事務機用、農業機械用、水処理装置用、工作機械用、建設機械用、コンベヤ用） | 日本、アジア、北米、南米、欧州 |
| コンベヤ関連事業   | 環境関連設備用、製鉄用、セメント用、四輪車搬送設備用、港湾設備用、鋳業用、化学用、精密機械用、その他産業設備合理化用   | 日本、アジア、南米       |
| リムホイール関連事業 | 二輪車用リム、農業機械用ホイール、バギー用ホイール、二輪車用スポーク・ボルト                       | 日本、アジア、北米、欧州    |
| その他の事業     | 専用機械、工具類、階段昇降装置、製品の部品及び材料                                    | 日本              |

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

|     |                                                                            |
|-----|----------------------------------------------------------------------------|
| 本社  | 石川県加賀市熊坂町イ197番地                                                            |
| 支社  | 東京支社（東京都中央区）                                                               |
| 営業所 | 大阪営業所（大阪府大阪市中央区）<br>名古屋営業所（愛知県名古屋市中村区）<br>浜松営業所（静岡県浜松市北区）<br>熊本営業所（熊本県菊池市） |
| 工場  | 本社工場（石川県加賀市）<br>福田工場（石川県加賀市）<br>動橋工場（石川県加賀市）                               |

（注）平成28年熊本地震による熊本営業所の被害は軽微でありました。

## ② 重要な子会社

| セグメント | 会 社 名                                          | 所 在 地      |
|-------|------------------------------------------------|------------|
| 日 本   | 株式会社大同ゼネラルサービス                                 | 石川県加賀市     |
|       | 株式会社D. I. D                                    | 東京都中央区     |
|       | 新星工業株式会社                                       | 愛知県名古屋市中川区 |
| ア ジ ア | 大同鏈条（常熟）有限公司                                   | 中国         |
|       | P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING            | インドネシア     |
|       | D. I. D VIETNAM CO., LTD.                      | ベトナム       |
|       | DAIDO SITTIPOL CO., LTD.                       | タイ         |
|       | D. I. D ASIA CO., LTD.                         | タイ         |
|       | INTERFACE SOLUTIONS CO., LTD.                  | タイ         |
|       | INTERFACE SYSTECH CO., LTD.                    | タイ         |
|       | DAIDO INDIA PVT. LTD.                          | インド        |
| 北 米   | DAIDO CORPORATION OF AMERICA                   | アメリカ       |
|       | RAD MANUFACTURING, INC.                        | アメリカ       |
| 南 米   | DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.             | ブラジル       |
|       | DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA. | ブラジル       |
| 欧 州   | DID EUROPE S. R. L.                            | イタリア       |

## (7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

| セグメント | 従 業 員 数    | 前連結会計年度末比増減 |
|-------|------------|-------------|
| 日 本   | 777(171)名  | 16名減        |
| ア ジ ア | 1,115(214) | 21名減        |
| 北 米   | 79 (8)     | 8名増         |
| 南 米   | 287 (8)    | 30名減        |
| 欧 州   | 9 (－)      | 増減なし        |
| 合 計   | 2,267(401) | 59名減        |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（定年後再雇用社員、派遣社員等）数は（）内に外数で記載しております。

2. 当連結会計年度より、従来は従業員に含めていた定年後再雇用社員を臨時雇用者に含めることとしたため、前連結会計年度末の数値を変更後の区分に組み替えて比較した増減数を表示しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|--------|-------|--------|
| 606(141)名 | 19名増   | 37.2歳 | 14.1年  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。臨時雇用者（定年後再雇用社員、派遣社員等）数は、（）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 当期より、従来は従業員に含めていた定年後再雇用社員を臨時雇用者に含めることとしたため、前期末の数値を変更後の区分に組み替えて比較した増減数を表示しております。

(8) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

| 借入先           | 借入金残高    |
|---------------|----------|
| 株式会社北國銀行      | 4,994百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 2,290    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,804    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 160,000,000株
- ② 発行済株式の総数 47,171,006株（自己株式51,753株を含む）
- ③ 株主数 4,046名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                     | 持 株 数   | 持株比率  |
|---------------------------|---------|-------|
| 株 式 会 社 飯 田               | 2,348千株 | 4.98% |
| 株 式 会 社 北 國 銀 行           | 2,281   | 4.84  |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 1,377   | 2.92  |
| 加 賀 商 工 有 限 会 社           | 1,313   | 2.79  |
| 大 同 生 命 保 険 株 式 会 社       | 1,298   | 2.75  |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 1,291   | 2.74  |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 1,291   | 2.74  |
| 新 家 萬 里 子                 | 1,287   | 2.73  |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社   | 1,176   | 2.50  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 1,153   | 2.45  |

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                              |
|----------|---------|-----------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 新 家 康 三 | 加賀商工会議所 会頭                                                |
| 代表取締役副社長 | 新 家 啓 史 | 技術開発本部管掌<br>兼 二輪四輪事業部管掌<br>DAIDO SITTIPOL CO., LTD. 取締役会長 |

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                       |
|-----------|---------|----------------------------------------------------|
| 専 務 取 締 役 | 立 田 康 行 | 調達本部管掌<br>兼 生産本部管掌<br>D. I. D VIETNAM CO., LTD. 会長 |
| 常 務 取 締 役 | 菊 知 克 幸 | 管理本部長<br>兼 安全品質本部管掌                                |
| 取 締 役     | 清 水 俊 弘 | 産機事業部長                                             |
| 取 締 役     | 澤 保     | 新家工業株式会社 代表取締役社長                                   |
| 取 締 役     | 棚 橋 健 一 |                                                    |
| 常 勤 監 査 役 | 福 田 治   |                                                    |
| 監 査 役     | 笠 松 靖 男 |                                                    |
| 監 査 役     | 東 森 正 則 |                                                    |

- (注) 1. 取締役澤保氏及び取締役棚橋健一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役笠松靖男氏及び監査役東森正則氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である澤保氏及び棚橋健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役福田治氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役東森正則氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## ② 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

### 1) 就任

平成27年6月26日開催の第122期定時株主総会において、澤保氏及び棚橋健一氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

### 2) 退任

平成27年6月26日開催の第122期定時株主総会終結の時をもって、中野金一郎氏及び平野信一氏は任期満了により取締役を退任いたしました。また、平成27年6月26日開催の第122期定時株主総会終結の時をもって、棚橋健一氏は辞任により監査役を退任いたしました。

3) 取締役の地位及び担当の異動（平成27年6月26日付け）

| 氏 名     | 異 動 後                               | 異 動 前                           |
|---------|-------------------------------------|---------------------------------|
| 新 家 啓 史 | 代表取締役副社長<br>技術開発本部管掌<br>兼 二輪四輪事業部管掌 | 常務取締役<br>技術開発本部長<br>兼 二輪四輪事業部管掌 |
| 立 田 康 行 | 専務取締役<br>調達本部管掌<br>兼 生産本部管掌         | 専務取締役<br>安全品質本部管掌               |
| 菊 知 克 幸 | 常務取締役<br>管理本部長<br>兼 安全品質本部管掌        | 取締役<br>生産本部長                    |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員   | 報 酬 等 の 額     |
|--------------------|-----------|---------------|
| 取 締 役<br>（うち社外取締役） | 9名<br>(2) | 155百万円<br>(9) |
| 監 査 役<br>（うち社外監査役） | 4<br>(3)  | 23<br>(9)     |
| 合 計<br>（うち社外役員）    | 13<br>(5) | 178<br>(18)   |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第114期定時株主総会において年額3億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第114期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。  
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度中における役員賞与引当金の繰入額25百万円が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役澤保氏は、新家工業株式会社の代表取締役社長であります。  
なお、新家工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

- 2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- 3) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

- 4) 当事業年度における主な活動状況

(取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況)

- イ. 取締役澤保氏は、平成27年6月26日に取締役に就任以降、当事業年度開催の取締役会10回のうち合計10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- ロ. 取締役棚橋健一氏は、当事業年度において、平成27年6月26日に監査役を退任するまでに開催された取締役会4回のうち合計4回出席、監査役会2回のうち合計2回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

また、平成27年6月26日に取締役に就任以降、当事業年度開催の取締役会10回のうち合計10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- ハ. 監査役笠松靖男氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち合計14回出席、監査役会10回のうち合計10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- ニ. 監査役東森正則氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち合計14回出席、監査役会10回のうち合計10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称

有限責任 あずさ監査法人

## ② 報酬等の額

|                                         | 報 酬 等 の 額 |
|-----------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 33百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 33        |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、大同鏈条（常熟）有限公司、P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING、D. I. D VIETNAM CO., LTD.、DAIDO SITTIPOL CO., LTD.、D. I. D ASIA CO., LTD.、INTERFACE SOLUTIONS CO., LTD.、INTERFACE SYSTECH CO., LTD.、DAIDO INDIA PVT. LTD.、DAIDO CORPORATION OF AMERICA、RAD MANUFACTURING, INC.、DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.、DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.、DID EUROPE S. R. L. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

## ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正  
を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

当社は、法令遵守並びに経営及び業務の遂行のため、必要な規定、基準  
を体系化し、その取扱いと運用を定め、取締役・使用人の職務執行が適正  
かつ効率的に行われる体制をとる。

安全、防災等に関しては、各種委員会を設置し、委員会の活動を通し法  
令を遵守するとともに、品質・環境についてはISOマネジメントシステ  
ムの運用を通して企業の社会的責任を果たしていく。

グループ各社を含めたCSR並びにコンプライアンスに関する活動を統  
括し、推進するための、社長を委員長とするCSR委員会を設置する。ま  
た、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の内部統制監査室を設置し、  
企業集団の内部統制の整備・運用状況の評価並びに企業活動における法令  
遵守や倫理性の確保に努める。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁  
的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存及び管理する。取締役及び監  
査役は、これらの文書等の情報を適時に入手することができる。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、防災等に関する規定の整備・運用及び各種委員会の活動により、  
危険発生の予防措置を講ずるとともに、危険発生時には、随時それぞれの  
担当部署が各種の委員会等を開催し、損失の危険を最小限にすべく組織的  
な対応を行う。

企業集団に潜在するリスクの更なる洗い出しを行い、必要な規定・体制  
の整備に努める。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、企業集団における取締役の職務の執  
行の効率化を図る。

- 1) 社内規定による職務権限、意思決定ルールの特文化
- 2) 取締役を構成員とする常勤会等の設置
- 3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく単年度計  
画の策定、部門毎の業績目標の設定と予算の立案
- 4) ITを利用した月度業績管理及び予算管理の実施

- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役、使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ会社管理規定」に基づき、グループ各社に月次報告書の提出及び重要事項の事前報告を求める。また、経営戦略会議では、経営業績及び経営計画等の報告を受け、承認を行う。これらにより、企業集団の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

また、上記ロ、ハ、ニについては、①、③、④のとおり企業集団の規定・体制の整備に努める。

金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保については、内部統制監査室が企業集団の内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を経営者並びに取締役会に提唱する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は監査役室を設置し、その職務を補助する専従スタッフを配属する。このスタッフは、会社の業務を検証できる能力と知識を持つ人材とする。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については、監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保する。

- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従い、その業務を行う。

- ⑨ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

ロ 子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社は取締役会、常勤会その他の重要な会議において、監査役へ法令及び定款に定める事項並びに経営計画、経営管理、財務、人事労務その他重要な事項を報告する。

前記に関わらず、監査役は随時、必要に応じて当社及びグループ各社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧できる。

- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社及びグループ各社は、前号の監査役への報告を行った者に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役をはじめとする経営陣は、監査役と定期的に意見及び情報の交換を行い、適宜必要な情報を提供し、監査役との意思の疎通を図る。また、監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士・公認会計士等の外部専門家との連携を図ることができる環境を整備する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社は、市民社会の秩序や企業の健全なる活動を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、不当な要求に対しては、主管部署が警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的に毅然とした対応をとる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社は、取締役会において決議された内部統制の基本方針に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。内部統制システムの構築並びにその運用・改善に関する重要課題については、期首に策定される計画に基づき各四半期末に開催されるCSR委員会にて審議した上で、その対応方針を決定しております。なお、当事業年度中においては、平成27年4月28日開催の取締役会の決議により、内部統制の基本方針の一部改定を実施し、当社グループ全体への周知を図っております。



② コンプライアンス

C S R委員会の運営を通じ、当社グループ全体のコンプライアンス意識の醸成に努めております。また、内部通報規定の制定及び運用を通じ、ヘルプライン（内部通報の窓口）制度周知に努めております。通報事案については、社内各部署及び外部専門家等と連携し適切な対応を行うとともに、C S R委員会において適時に報告を行うこととしております。

③ グループ会社管理体制

当社グループにおける業務の適正かつ効率的運営を確保するため、グループ会社にも適用されるグループ会社管理規定に基づき、経営戦略会議を開催することとしております。当該会議においては、グループ会社の経営業績及び経営計画等の報告・承認、グループ経営方針の徹底並びにグループ会社間の調整等が行われております。なお、当事業年度中においては、当該会議を3回開催しております。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の基本方針及び計画に基づき、内部監査及び会計監査人による内部統制の運用状況のテストを実施し、当社グループの財務報告に係る内部統制に関する評価を行っております。また、社内規定や業務プロセスの整備、評価及び改善も同時に行っており、これらの評価結果については、C S R委員会を通じて取締役及び監査役に報告され、別途、会計監査人に対しても報告されております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は以下のとおりであります。

### I 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社がお客様のニーズを満たす技術の徹底追求を行い、高機能、高品質の製品をお届けすることにより、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、当社の企業価値の源泉である①お客様のニーズに応える技術力、②グローバルな供給体制、③取引先との強固な信頼関係、④「D. I. D」の世界的なブランド力、⑤地域経済・社会への貢献及び⑥各事業間の相互補完関係の確保を踏まえ中長期的視点に立った施策を実行することが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。更に、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、Ⅲをご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

## II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、上述した当社の企業価値の源泉を更に維持・強化するために、①事業領域・技術領域の拡大、②成長市場・成長分野の取り込み及び③多様な人財の活用と次世代人財の育成に取り組んでおります。

当社は、経営に対する監視機能の強化を目的として社外監査役を3名選任している状況に加え、監督機能と業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しており、取締役会及び監査役会並びに各任意機関が相互に連携することで、経営に対する監査・監督が十分に機能する体制としておりましたが、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、平成27年6月26日開催の第122期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程し、コーポレートガバナンスの更なる向上を図り、経営の健全性の維持と透明性の確保に努めております。また、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、取締役の員数の上限を15名から12名に減少する旨の定款変更を行ったうえで、平成25年6月27日開催の定時株主総会において、取締役を9名から7名に減員したことで、経営のスリム化と意思決定の迅速化を図り、経営全体の効率性の向上を実現しております。

加えて、法令順守の徹底を図るため、平成20年4月1日より内部統制監査室を新たに設置し、必要に応じて基本方針の改定を含めた内部統制システムの継続的な整備を行うとともに、企業の社会的責任を果たすうえで重要な活動を統括・推進するため、CSR委員会を設置し、活動上の重要課題について適宜所要の審議及び方針決定を行っております。

## III 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成26年5月14日開催の当社取締役会において、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、平成23年5月13日付当社取締役会決議及び平成23年6月29日付第118期定時株主総会決議に基づき導入した「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」の一部を変更したうえで継続することを決議いたしました。（以下変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）

本対応方針は、（i）特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、（ii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、（iii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の無償割当てを利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。更に、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示したりすることもあります。なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か等の本対応方針にかかる重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施の勧告又は新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告等を当社取締役会に対し行います。

当社取締役会は、前述の独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施の決議又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行います。新株予約権の無償割当て実施の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権の無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当て実施の停止又は変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成26年6月27日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正したうえでの継続も含みます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.did-daido.co.jp/>）に掲載する平成26年5月14日付プレスリリースをご覧ください。

#### IV 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

Ⅱに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、Ⅱに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、Ⅲに記載した本対応方針も、Ⅲに記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その更なる継続についても株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,036	流 動 負 債	15,100
現金及び預金	6,986	支払手形及び買掛金	5,252
受取手形及び売掛金	9,039	短期借入金	5,967
商品及び製品	3,703	リース債務	216
仕掛品	2,358	未払法人税等	150
原材料及び貯蔵品	2,205	賞与引当金	482
繰延税金資産	441	役員賞与引当金	36
その他	1,346	製品保証引当金	17
貸倒引当金	△45	その他	2,977
固 定 資 産	29,136	固 定 負 債	15,589
有形固定資産	16,102	社 債	4,500
建物及び構築物	5,222	長期借入金	6,862
機械装置及び運搬具	5,592	リース債務	367
土地	2,797	繰延税金負債	972
リース資産	1,071	退職給付に係る負債	2,748
建設仮勘定	774	長期未払金	138
その他	644	負 債 合 計	30,690
無形固定資産	239	純 資 産 の 部	
のれん	89	株 主 資 本	15,038
ソフトウェア	138	資 本 金	2,726
その他	11	資 本 剰 余 金	2,060
投資その他の資産	12,794	利 益 剰 余 金	10,270
投資有価証券	12,125	自 己 株 式	△19
繰延税金資産	240	その他の包括利益累計額	4,238
その他	429	その他有価証券評価差額金	4,069
貸倒引当金	△0	為替換算調整勘定	248
繰 延 資 産	31	退職給付に係る調整累計額	△79
社債発行費	31	非支配株主持分	5,237
資 産 合 計	55,204	純 資 産 合 計	24,514
		負 債 純 資 産 合 計	55,204

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		45,326
売 上 原 価		35,231
売 上 総 利 益		10,094
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,259
営 業 利 益		2,835
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	35	
受 取 配 当 金	270	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	122	
そ の 他	143	572
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	282	
為 替 差 損	719	
そ の 他	81	1,082
経 常 利 益		2,325
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	30	30
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16	
割 増 退 職 金	66	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	15	97
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,258
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	471	
法 人 税 等 調 整 額	△18	452
当 期 純 利 益		1,805
非支配株主に帰属する当期純利益		489
親会社株主に帰属する当期純利益		1,316

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日期首残高	2,726	2,060	9,189	△18	13,957
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△235		△235
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,316		1,316
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,081	△0	1,080
平成28年3月31日期末残高	2,726	2,060	10,270	△19	15,038

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 分	純 合 資 産 計
	そ の 他 の 有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 金 に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計		
平成27年4月1日期首残高	5,835	873	17	6,726	5,209	25,893
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△235
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,316
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,766	△624	△97	△2,488	27	△2,460
連結会計年度中の変動額合計	△1,766	△624	△97	△2,488	27	△1,379
平成28年3月31日期末残高	4,069	248	△79	4,238	5,237	24,514

貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,287	流 動 負 債	8,063
現金及び預金	962	買 掛 金	2,819
受 取 手 形	1,639	短 期 借 入 金	3,120
売 掛 金	4,555	長期借入金 (返済1年以内)	573
商 品 及 び 製 品	1,540	リ ー ス 債 務	48
仕 掛 品	1,162	未 払 金	763
原材料及び貯蔵品	840	未 払 費 用	220
前 払 費 用	28	未 払 法 人 税 等	38
未 収 入 金	438	前 受 金	17
関係会社短期貸付金	949	預 り 金	48
繰 延 税 金 資 産	156	賞 与 引 当 金	367
そ の 他	13	役 員 賞 与 引 当 金	25
貸 倒 引 当 金	△0	製 品 保 証 引 当 金	17
固 定 資 産	22,273	そ の 他	3
有 形 固 定 資 産	6,390	固 定 負 債	14,157
建 物	2,015	社 債	4,500
構 築 物	314	長 期 借 入 金	6,479
機 械 及 び 装 置	1,971	リ ー ス 債 務	57
車 輛 運 搬 具	18	繰 延 税 金 負 債	840
工具、器具及び備品	98	退 職 給 付 引 当 金	2,199
土 地	1,498	長 期 未 払 金	82
リ ー ス 資 産	100	負 債 合 計	22,221
建 設 仮 勘 定	372	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	58	株 主 資 本	8,345
ソ フ ト ウ ェ ア	48	資 本 金	2,726
電 話 加 入 権	9	資 本 剰 余 金	2,051
投 資 そ の 他 の 資 産	15,824	資 本 準 備 金	2,051
投 資 有 価 証 券	9,207	利 益 剰 余 金	3,580
関 係 会 社 株 式	3,440	利 益 準 備 金	556
出 資 金	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,024
関 係 会 社 出 資 金	2,321	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	187
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	695	別 途 積 立 金	2,472
破 産 更 生 債 権 等	0	繰 越 利 益 剰 余 金	364
長 期 前 払 費 用	14	自 己 株 式	△12
事 業 保 険 金	215	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,025
そ の 他	55	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,025
貸 倒 引 当 金	△0	純 資 産 合 計	12,371
関 係 会 社 投 資 損 失 引 当 金	△126	負 債 純 資 産 合 計	34,592
繰 延 資 産	31		
社 債 発 行 費	31		
資 産 合 計	34,592		

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,572
売 上 原 価		17,451
売 上 総 利 益		4,120
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,459
営 業 利 益		1,660
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	34	
受 取 配 当 金	496	
そ の 他	70	600
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	82	
社 債 利 息	44	
為 替 差 損	39	
社 債 発 行 費 償 却	7	
そ の 他	43	217
経 常 利 益		2,044
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	24	24
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	15	
関 係 会 社 支 援 損	390	
関係会社投資損失引当金繰入額	126	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	872	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	532	1,944
税 引 前 当 期 純 利 益		124
法人税、住民税及び事業税	180	
法 人 税 等 調 整 額	△71	109
当 期 純 利 益		14

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計 合
		資本準備金	資本剰余金計合		その 他 利 益 剰 余 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 繰 越 利 益 剰 余 金	
平成27年4月1日 期 首 残 高	2,726	2,051	2,051	556	266	2,072	906	3,801
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△235	△235
当期純利益							14	14
固定資産圧縮 積立金の取崩					△83		83	—
別途積立金積立						400	△400	—
税率変更による 積立金の調整額					4		△4	—
自己株式の取得								
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△79	400	△541	△220
平成28年3月31日 期 末 残 高	2,726	2,051	2,051	556	187	2,472	364	3,580

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成27年4月1日 期 首 残 高	△12	8,566	5,747	5,747	14,314
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△235			△235
当期純利益		14			14
固定資産圧縮 積立金の取崩		—			—
別途積立金積立		—			—
税率変更による 積立金の調整額		—			—
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			△1,721	△1,721	△1,721
事業年度中の変動額合計	△0	△221	△1,721	△1,721	△1,942
平成28年3月31日 期 末 残 高	△12	8,345	4,025	4,025	12,371

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月11日

大同工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 久 晴 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 眞 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大同工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月11 日

大同工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 久 晴 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 眞 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大同工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

大同工業株式会社 監査役会

常勤監査役 福田 治 ㊟

監査役 笠松 靖 男 ㊟

監査役 東 森 正 則 ㊟

(注) 監査役笠松靖男及び監査役東森正則は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策と位置付け、安定した配当の維持を基本とし、通期の業績、経営環境並びに中長期的な財務体質の強化等を総合的に勘案して配当を行う方針といたしております。

第123期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は235,596,265円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条第2項及び第36条第2項の一部を変更するものがあります。

なお、現行定款第28条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (監査役の責任免除) 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (監査役の責任免除) 第36条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の一層の強化を図るため1名の増員を含め、監査役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ　　り　　が　　な 氏　　名 (生　年　月　日)	略　歴、　当　社　に　お　け　る　地　位 (　重　要　な　兼　職　の　状　況　)	所有する当社の株式数
1	ふく　だ　　おさむ 福　田　　治 (昭和22年7月20日生)	昭和45年4月　当社　入社 平成13年7月　当社　監査役室専任部長 平成17年3月　当社　監査役室参与 平成18年4月　当社　事業支援本部付部長 平成20年4月　当社　内部統制監査室付 平成20年6月　当社　常勤監査役（現任）	8,000株
		[監査役候補者とした理由等] 当社において、長年にわたり経理部門にて業務に従事した後、監査役室及び内部統制監査室で要職を歴任されており、企業会計や内部統制に関する豊富な専門知識と経験を活かして、客観的な立場で適切な監査をしていただける方であることから、当社の監査役として適任であると判断しております。	
2	かさ　まつ　やす　お 笠　松　靖　男 (昭和17年10月16日生)	昭和36年3月　新家工業株式会社　入社 平成6年5月　同社　山中工場長 平成14年11月　株式会社新家開発　顧問 平成16年6月　当社　監査役（現任）	5,000株
		[社外監査役候補者とした理由等] 他社（製造業）における工場長としての長年の経験により、製造業に対する知識が豊富であり、また、人格・識見の上でも、客観的な立場で適切な監査をしていただける方であることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。	
3	ひがし　もり　まさ　のり 東　森　正　則 (昭和25年12月15日生)	昭和49年4月　株式会社北國銀行　入行 平成15年6月　同行　審査部付部長待遇 平成16年2月　同行　人事部付部長待遇 平成16年4月　石川県立金沢商業高等学校　校長 平成20年4月　株式会社北國銀行　人事部人材開発部長待遇 平成20年6月　当社　監査役（現任） 平成21年4月　株式会社北國銀行　人事部部长待遇	0株
		[社外監査役候補者とした理由等] 金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、また、公立高等学校校長に就くなど多岐に亘る経験により、人格・識見の上でも、客観的な立場で適切な監査をしていただける方であることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	※ ひろ た のぶ や 廣 田 信 也 (昭和32年4月9日生)	昭和55年11月 監査法人朝日会計社(現 有限責任あずさ監査法人) 東京事務所 入所 昭和59年2月 片岡公認会計士事務所 入所 昭和59年9月 公認会計士登録 平成元年4月 公認会計士 廣田信也事務所 開設 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 金沢事務所(非常勤) (重要な兼職の状況) 公認会計士・税理士 廣田信也事務所 所長	0株
[社外監査役候補者とした理由等] 会社経営の経験はございませんが、公認会計士として長年培われた財務及び会計に関する専門的な知識を有しており、また、人格・識見の上でも、客観的な立場で適切な監査をしていただける方であることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 笠松靖男氏、東森正則氏及び廣田信也氏は、社外監査役候補者であります。
4. 笠松靖男氏及び東森正則氏は、現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって笠松靖男氏が12年、東森正則氏が8年となります。
5. 東森正則氏は、過去5年間に於いて当社の主要取引銀行である株式会社北國銀行に所属しておりました。
6. 当社は、笠松靖男氏及び東森正則氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏が選任された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、福田治氏及び廣田信也氏が選任された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、福田治氏との責任限定契約の締結につきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。
7. 廣田信也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしておりますので、当社は同氏が選任された場合、独立役員として指定する予定であります。

以上

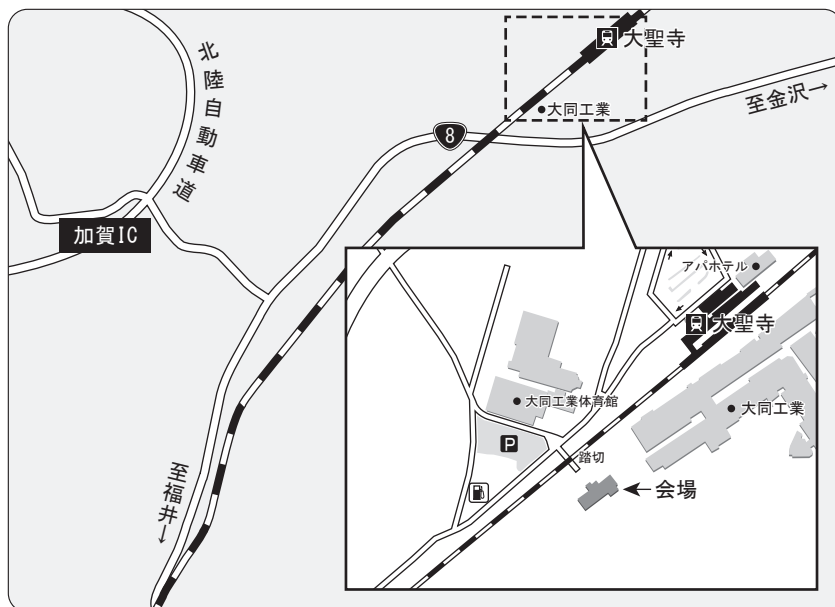
メ モ

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：石川県加賀市熊坂町イ197番地

当社 致遠館 1階大ホール



交通 JR西日本北陸本線「大聖寺駅」下車、徒歩で約3分です。